

要件設定型一般競争入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び日出町契約事務規則（平成26年4月1日規則第15号）第26条に基づき、要件設定型一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年6月11日

日出町長 安部 徹也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか日出町電子入札運用基準（平成23年日出町告示第55号）による。

1 工事概要

- (1) 工事名 令和8年度 日出町立川崎小学校長寿命化改修工事（仮設校舎建設工事）
- (2) 工事場所 大分県速見郡日出町大字川崎1082番地（日出町立川崎小学校）
- (3) 工事概要 仮設校舎 2736.06㎡
- | | | | |
|----------|-----------------------|------|----------|
| ① 仮設校舎 | S造 地上3階建て | 延床面積 | 2736.06㎡ |
| | | 建築面積 | 983.98㎡ |
| ② 渡り廊下 | S造 平屋建て | 建築面積 | 31.90㎡ |
| ③ 校舎付属物工 | 1式（電気設備、給排水設備、空調設備 他） | | |
- (4) 工期 令和10年3月27日限り

2 予定価格 440,298,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 最低制限価格 設定あり（事後公表）

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上

6 契約について

- (1) 本案件は、仮契約として日出町議会の議決を経、日出町長が日出町公共工事請負契約約款第4条第1項に規定された保証が付されたことを確認した後、契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力を生ずるものとする。
- (2) 仮契約締結後、(1)に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が次のア又はイのいずれ

かに該当した場合、発注者は仮契約の解除を行うものとする。

この場合、発注者は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 日出町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 19 年告示第 27 号（以下「日出町指名停止等措置要領」という。））に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

7 入札参加資格

(1) 資格業種等（格付）：**建築一式工事 A等級** ただし、下記のとおりとする。

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格および資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）による資格認定（格付）の入札参加資格の認定を受けている者で、日出町が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（平成 23 年日出町告示第 1 号）により、日出町に競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。

(2) 許可区分

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に基づく建築一式工事業に係る建設業の許可を受けている者。

・特定建設業の許可を有すること。（建設業法第 3 条関係）

(3) 総合評定値（P 点）

970 点以上

(4) 履行実績

不要

(5) 配置予定技術者の施工経験等

不要

(6) 建設業法に基づく本店等の所在地等

大分県内に本店を有する者。

(7) その他

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく日出町の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 入札公告日から開札日までの間に、日出町指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

オ 契約締結予定日までに建設業法第 27 条の 23 第 2 項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。

カ 対象工事に関し、当該工事現場に配置を予定する現場代理人及び主任（監理）技術者等が適正であること。

キ 中小企業庁が証明した官公需適格組合が入札に参加する場合、当該組合の組合員には入札参加資格は認めないものとする。

ク 日出町への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

ケ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからエまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(ウ) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

コ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※特定建設工事共同企業体の場合は、上記7(1)～(7)の条件を全ての構成員が満たすこと。

8 設計図面等の閲覧

設計図書等については大分県共同利用型電子入札システム（入札情報サービス）のホームページ（https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=3111）の日出町工事案件情報に(2)の閲覧期間中、掲載するものとし、設計図書等の貸出しは一切行わない。

ただし、図面が見つらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、次のとおり図面を閲覧することができる。

- (1) 閲覧場所 日出町財政課 契約検査係
- (2) 閲覧期間 令和8年6月11日(木)から 令和8年6月25日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。)

9 公告事項等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛て先 設計図書に関する質問書（様式第5号、日出町ホームページに掲載）によりEメールで日出町財政課契約検査係宛てに申し出ること。

送付にあたっては、標題を「令和8年度 日出町立川崎小学校長寿命化改修工事（仮設校舎建設工事）に係わる質問書」とすることとし、送信後は、電話にて受信確認を行うこと。なお、Eメールについては容量の制限（10MB）があるので十分留意すること。

（送付先アドレス： keiyaku@town.hiji.lg.jp）

- (2) 申出期間 令和8年6月11日(木) 午前9時から
令和8年6月17日(水) 午後5時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時日出町ホームページに掲載するものとする。
最終回答は令和8年6月22日(月) 午後5時までに行う。
【掲載場所】日出町ホームページ > しごと・産業 > 入札・契約 > お知らせ
- (4) 回答掲載期間 令和8年6月25日(木) 午後5時まで

10 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

- (1) 提出期間
令和8年6月11日(木)午前9時から 令和8年6月23日(火)午後0時まで
- (2) 提出書類
 - ①競争参加資格確認申請書（様式第1号（その1）または（その2））
 - ②競争参加資格状況表（様式第2号（その1）または（その2））
(添付資料) ・直近の総合評定値通知書の写し
 - ③履行実績（様式第3号） 不要
 - ④配置予定の技術者の資格・建設工事等の経験（様式第4号）
(添付資料) 雇用関係を確認するため、次のいずれかの書類を提出。
 - ・ 監理技術者資格者証（写）
 - ・ 住民税特別徴収税額通知書（写）
 - ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写）
 - ・ 所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料

(3) 提出方法

電子入札システムによるものとする。

入札に際し、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号 使用アプリケーション ファイル形式

- 1 Microsoft Word : Word97 から Word2016 までのバージョンでの保存
- 2 Microsoft Excel : Excel97 から Excel2016 までのバージョンでの保存
- 3 その他のアプリケーション PDF ファイル(Acrobat 3 以上のバージョンで作成したもの)、テキストファイル

※上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

11 特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の提出期間及び方法等

(1) 提出期間

令和8年6月11日(木)午前9時から 令和8年6月18日(木)午後5時まで

(2) 提出書類

①特定建設工事共同企業体協定書の写し

※上記書類を提出の上、電子入札システムの登録を受けること。

(3) 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。

12 配置予定技術者等

- (1) 建設業法第26条に規定される当該建設工事の業種（建築一式工事）に係わる技術者を配置すること。また、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。なお、申請書等に配置予定技術者として記載した者を当該工事に配置するものとし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、町長が承認した場合を除き契約時の変更を認めないものとし、その場合にあっては、当初の配置予定技術者と同等以上の者を当該工事に配置しなければならない。
- (2) 配置予定技術者は、競争入札参加資格証明申請時点でどの工事にも専任で配置されていない者（建設業法第26条第3項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、他のどの工事にも配置されていない者）でなければならない。ただし、入札公告の対象工事の契約（仮契約の場合は本契約。以下同じ。）締結日までに当該技術者が配置されている工事が完成し、検査が完了（または工期の末日が到来）した場合はこの限りでない（工期末日までに完成通知の提出がない場合、検査の結果修補となった場合等特殊な場合を除く。）。なお、工期の始期が契約締結日の翌日である場合は、工事の検査完了日または工期末日と入札公告の対象工事の契約締結日は同日でも可とする。
- (3) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として申請する場合において、入札前に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）した場合等、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には入札を辞退すること。また、入札後に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、開札日時までに申出書（任意様式）を日出町財政課まで直接持参して提出すること。

なお、その場合における既に入札している案件についての取り扱いについては「入札者としての資格のない者のした入札」として無効入札として取り扱うものとする。

- (4) 建設業法第 26 条第 3 項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、当該競争入札参加資格証明申請日以前 3 か月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- (5) 当該工事で見込まれる下請契約の下請代金の額の総額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 2 条に規定された金額以上の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有するものであること。
- (6) 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所専任技術者、建築事務所を管理する建築士（管理建築士）及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事業所等において専任を要するとされている者は、現場代理人、専任の主任（監理）技術者として配置することはできない。
- (7) (3) の手続きを怠った場合においては、日出町指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

13 入札

- (1) 入札書提出期間
令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 1 時から 令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 5 時まで
- (2) 入札方法
原則、電子入札システムによるものとする。
- (3) 入札回数
原則として初度のみ 1 回とする。
- (4) 入札金額内訳書の提出
入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書（発注者が提供した様式を使用するものとする）を原則、電子入札システムにより提出をすること。作成方法、審査基準等は、建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領（平成 27 年告示第 11 号）によることとし、入札金額内訳書の作成上の注意事項を参考とすること。なお、提出された入札金額内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
※落札候補者の内訳書が、建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領第 7 条(1)～(7)の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者の入札は無効となるので注意すること。
- (5) その他
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

14 開札

- (1) 日時 令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 9 時 00 分から
- (2) 場所 日出町役場入札室（旧館 2 階）
- (3) 落札候補者 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を

落札候補者とする。

落札候補者が複数の場合の候補者決定は、日出町電子入札運用基準による。

15 立会人

日出町電子入札立会要領（平成 19 年 8 月 1 日施行）の定めるところによる。

16 入札参加資格の事後審査及び落札者の決定

- (1) 開札後は、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 有効に提出された入札参加資格証明書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
- (3) 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、次順位者以降について順次同様の確認を行って落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して 2 日（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）以内に落札候補者へ通知する。ただし、最低の価格で入札した者が入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

17 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、町長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内の午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所 大分県速見郡日出町 2974 番地 1 日出町 財政課 契約検査係
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送（期限日必着）によるものとする。
- (2) (1)への回答は、(1)アに規定する期間の最終日の翌日から起算して 8 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

18 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (8) 提出期限までに入札金額費内訳書を提出しなかった者のした入札
- (9) 入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (10) 入札金額内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札

- (11) 入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (12) 予定価格を超える金額の入札
- (13) 最低制限価格未満の金額の入札
- (14) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (15) 電子入札にあつては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (16) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

19 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、日出町要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成23年6月1日告示第42号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、日出町契約事務規則、日出町低入札価格調査実施要領（令和2年2月7日告示第8号）、日出町最低制限価格制度実施要領（平成22年10月19日告示第62号）、建設工事請負契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 競争入札参加資格を有する入札参加者が1者であっても開札を行い、落札者を決定する。ただし、事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札の中止、又は延期することがある。
- (3) 落札候補者は、10(2)に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (4) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
ア 日出町指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。
イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(4)又は(5)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (7) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (8) 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20 照会先

日出町 財政課 契約検査係（日出町役場新館 2 階） 電話：0977-73-3117